

平成30年第1回龍ヶ崎市議会臨時会総務委員会会議録

平成30年1月22日
午前10時50分～午後12時35分
全員協議会室

出席者氏名

札野 章俊 委員長	大竹 昇 副委員長
深沢 幸子 委員	滝沢 健一 委員
後藤 敦志 委員	杉野 五郎 委員
大野誠一郎 委員	

執行部説明者

副市長 川村 光男	総務部長 荒井久仁夫
総合政策部長 龍崎 隆	市長公室長 石引 照朗
議会事務局長 黒田智恵子	危機管理監 出水田正志
危機管理課長 猪野瀬 武	人事行政課長 菊地 紀生
資産管理課長 廣瀬 清司	
人事行政課長補佐 川崎 幸生	(書記)

事務局

次長 松本 博実 副主幹 吉永 健男

議題

- 議案第 1 号 龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について
- 議案第 2 号 龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

札幌委員長

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会におきまして、先ほど、当委員会に付託されました、議案第1号、議案第2号、議案第3号、報告第1号、報告第2号の5案件です。これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけではありますが、発言は簡潔明瞭にまた質疑は一問一答で会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号「龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について」及び議案第2号「龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について」の2案件につきましては、関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第1号、議案第2号について説明をさせていただきます。初めに、議案第1号龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例についてです。

これは平成30年度からの行政組織機構の見直しに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき学校体育及び国民体育大会に関する事務を除くスポーツに関する事務について、教育委員会から市長へ権限を移管し執行するため、制定をいたそうとするものです。

次に、議案第2号龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例についてです。

これは平成29年3月に策定いたしました第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの重点目標を着実に実行するため、重点目標に沿った組織体制を構築するとともに、昨年、全庁的に実施いたしました業務量調査及び事務文章調査の結果に基づき、適正な業務量に応じた組織体制、事務分掌、人員配置等を行うため行政組織機構の改編を行うものです。

以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

よろしくをお願いいたします。業務量の調査と事務分掌の調査の結果に基づいて適正な業務量に応じた組織体制をしたことは、とってもいいことだと大賛成です。どこもそうでしょうけども特に業務の多いところは大変な思いされてきたと思います。その中で一番気になるのが業務を分けたことによって、市民の皆様に対する負担がかかる場合が。「場所がどこかわからない」とか「この仕事はどこでやっているの」とわからなくなってくると思うんです。そういうところの対応なんですけども、負担をかけないようにというのは、部長の先ほどの話があったんですけども、具体的にはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

菊地人事行政課長

庁内の配置に関しましては、今回上程しております、龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例等の審議結果を踏まえまして、課等以下の組織機構について、最終決定を経た上で検討することとなりますけれども、市民の方にはできるだけご迷惑をおかけしないよう

ですね、現状の配置を維持しながら、必要最小限の移動でですね、済むような作業を実施していく方向で検討しております。部等の長についてはですね、各フロア単位に配置するなどですね、緊急対応等における指揮命令の系統のですね維持等も視野に入れながら、検討して参りたいと考えております。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。ぜひ迷惑かからないようによろしくお願ひしたいと思ひます。もう1点なんですけども、今まで場所によっては相談受けてる職員さんいらっしゃると思うんですよね。その仕事とともに職員さんは同じ場所に移動していくんでしょうか。それともまるっきり違う職員さんに代わっていくんでしょうか。

菊地人事行政課長

職員の配置に関しましては、今後定例の人事異動の中で検討していくような形になるかと思ひます。通常の人事異動でも、例えばその課の職員が異動して引き継ぎがうまくいかないようなことないように、配置をしながら。例えば経験年数、配置年数、あとは後輩といひますか、次の職員が育っているのかどうか、またその基本的に市の今組織の中で、事務分掌分担してるわけですけれども、その事務分掌を細かく分かれていくわけですが、その中に主担当と副担当ということで、基本的に2人体制で行うようなことを指示をしております。ただ全部が全部そううまくいってるとは限りませんが、市民の方にご迷惑をかけないように最大限配慮しながら今後の人事異動はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。一番心配なのはその点だけですので、もう一つなんですけども、総務部のところの課の他の所管に属さない事務に関すること、どのようなものが想定されるんでしょうか。

菊地人事行政課長

他の部課等に属さないもの。今までですと実際に行っていたもの、突発な案件の中で事務が属さないものとして、今までであればいろいろ法令誤り等がありまして、それを改善報告するようなどきに実施したものもありますし、あとは反戦平和等のもので、担当してるものもありますし、それはその時々々の事案が発生して参りますので、それに応じて庁内で検討しながら該当する部署がない時には今度、仮称ですが法制総務課ということで、担当していくような形になるかと思ひます。

以上です。

深沢委員

市民生活部のところ(オ)のところの交通政策及び防犯、空家対策等を含む。具体的にはどういうことされるんでしょうか。

菊地人事行政課長

交通防犯課に関しましては、現行の業務と実際条例案が今日成立した場合につきまして明日各部と調整をする機会を設けているのですが、今のところの案ですと現行通りというのを想定しております。

もしかすると明日の会議の中で、いろんなものが出てきて、再度調整ということになるかもしれないんですが、今の段階では現行通りと想定して参ります。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大野委員

まず最初にですね。条例案に対する意見について。これの議長名で発したものと、回答についてちょっとお尋ねしたいんですが、12日の全員協議会の中で、条例案に対する意見についてが配付されました。平成30年1月何日という日にちは書いておりません。そして今日いただいたのが、1月12日に条例案に対する意見についての回答を議会の受け付け印が書いてある。なぜ今日、配られたのかね。なぜ12日から今日までの間に、配付する余裕がなかったのか。委員長は知っていたんですか。

札幌委員長

委員長に対する質問ですか。

大野委員

はい。

札幌委員長

私は存じ上げないです。

大野委員

議会事務局は、どういうことなんですかこれは。なぜそういう話をするかという、当然こういった内容については議案と一緒に配られるもの。あるいは、この日にちが書いてないやつ、つまり全員協議会で、皆さんに「こんなの聞きますよ」わかりましたということで、それから、仮に出すにしても、12日受け付けてあるわけですから、今日までには、日にちがあるわけですね。なぜそのようなことを言うのかっていうのは、「意見を求めます。同意します」何の理由もなく同意しますということについて私は不満があるんですよ。職務権限の特例というわけだね、23条2項にあるわけですが、このこと自体が非常に珍しいといういい方もないけども、とにかく、龍ヶ崎としては、スポーツに関することについては、おそらくずっと教育委員会でしょう。そして、他の市町村あるいは県外を見ても少ないだろうと思います。別に調べてないけども、言うなれば一応法律に特例ということになってますけども、これをする自体が特異というか、めったにないわけでございます。それについて、これから理由とかいろいろ聞きますけれども、まずはこの意見について意見を求める。同意します。こういうことが私は許されていいのかなと。当然法に照らしてこの程度でいいんですよということであるでしょうけども、一番簡単な文面で、回答が来たことについて、私は不満なんです。できるならばこの場に教育長に来ていただいて、その理由を聞きたいくらいです。でも今日これが配られた時点では、それもできないですよ。そういう意味で、今日配付されることについて、非常に不満を感じます。それについてどうですか。お願いします。

札幌委員長

暫時休憩します。

札幌委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

黒田議会事務局長

先ほどの同意の文書につきましては、先日、全員協議会室でお諮りをしましたように、12日告示の日に皆さんに同意を得て文書送付させていただきました。これにつきましては、事務の手續に基づき、実行をしたものでありまして、市長部局においては、それより以前に教育委員会に対して、同意の文書を通知しておりまして、教育委員会から同意する旨の回答を得たというふうに伺っております。したがってまして議会事務局が出した文書に対しても同意する旨の回答があるということを前提に、こちらとしては皆様に出しますよというような通知をしまして、同意を得まして、今日に至ったということです。同日12日に教育委員会に文書を持ちまして、当日12日に教育委員会から回答が得られたというような経緯でございます。

大野委員

私がお尋ねしてるのは、12日に受け付けのものがどうして今日なんですかっていうようなお話なんです。この手續そのものは地方教育行政法に基づいて議会から意見を求めることができるということでもってなっているからこそ、こういう意見を求めてるわけですよ。そして当然意見を求められれば、教育委員会は意見を述べなくてはならないわけですよ。それが同意しますと、これはこれで、特別に違法ではないんでしょうけどもね、これはこれで、しかしながら、めったにないことでもって、単なる同意しますでは納得できませんということなんです。当然理由があって、こうこうこういうわけだから同意しますとか、あるわけでしょう。例えば、先ほどから話が出ているように第2次戦略プランでスポーツ健幸日本一をやるためには、当教育委員会では手に負えません。こんなことは書かないでしょうけども、例えばの話ですよ。従って、市長部局ルームにね、お願いいたしますとか、何とかの事由があるでしょうと。そういう意味で言ってるわけです。これ委員長を教育長には、じかに聞くことができるんですか。ただ同意しますでは、私は納得いかないんですよ。

札野委員長

暫時休憩いたします。

札野委員長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日は教育長の出席を依頼しておりませんので、ご説明は、執行部の説明でよろしいでしょうか。

黒田議会事務局長

教育長にお考えを伺いましたところ、スポーツに関する事務については、県内でも市長部局において所管している例もあり、市長部局で所管するとしても、これまで通り連携をとっていただけるとのこと。市長が掲げる健康づくり生涯スポーツの取り組みは、教育委員会の範囲を超えて一体となって取り組む必要がある点も考慮して同意したものであるというようなことございました。

大野委員

先ほど市長部局から教育委員会にも、意見を求めて同意をしたというようなお話があったんですが、その際についてもただ意見を聞くだけであって、理由はなかったんですか。これは部長がわかりますでしょうかね。

菊地人事行政課長

今回のですね、機構改革にあたっては、全庁的に、まず各部の副部長から構成されます副部長会議中でいろいろ検討しておりますけれども、議員ご質問のスポーツの部分に関し

ましては、今現在、国体スポーツ推進課で龍ケ崎市第2次スポーツ推進計画というのを今最終段階に来ておりました、そういうことも含めまして、いろいろ事務レベルでは、教育委員会側と調整をしてきておりました。教育長が言われたように、県内でも何市かは市長部局のほうでやっています。実際に今回、スポーツに関する部門を教育部門から市長部局へということになってきたときに、そのなぜということ、理由がないというご質問だったと思うんですけども、今ですね、健康づくりということが大きなテーマになっておまして、龍ケ崎市も健康マイレージとかですね、いろいろこう、健康づくりを進めているところでございます。そこにですね市長部局として今いろんな近々の課題といたしまして医療費の抑制とか、健康寿命を延伸していこうというような取り組みを考えていたときに、やはりスポーツを教育委員会からこちら市長部局に移動してもらって、より強力に推進していこうという考えもありまして、今回の機構改革のほうに反映してきたというところでございます。

大野委員

相変わらず、納得のいく理由はないと思います。少なくとも、第2次ふるさと龍ケ崎戦略プランのことを言っておりますけれども、ここに龍ケ崎戦略プラン、第2次があります。これをみても、はっきり言って健幸日本一になるに値しない目標だと思って考えてます。多少、今までよりは、前進するであろうと。そしてまた、それが市民にとって幾らかでもプラスになるのは、そういうことは思っております。しかしながら健幸日本一になるのには、到底この目標でできるわけがない、そんなふうに思います。その中で、じゃあなぜね。この第2次ふるさと戦略プランは、去年できたわけですよ。去年の段階で、今課長が言う理由で、若干あやふやな理由だと私は思っておりますけれども、あやふやな理由というか第2次ふるさと戦略プランということでもって位置づけて、それを市長部局で連携をとりながらやりたいということですよ。ずっとこれまでやっていて、教育委員会の中にスポーツ関係をやっている、そして、今度はそれを市長部局にするという理由が私はどこにもないからお話をするわけです。これ以外理由ないんですか。今話が出ている以外に。じゃあなぜ教育委員会でこれまでの通りにやっていっては、どんな不都合があるんですか、その具体的に先ほど連携のことをお話ししたけれども、今までだって連携はそれなりにしていたわけでしょう。そしてまた去年のこの組織図を見ましても、スポーツ関係のものと、スポーツ都市推進グループということと、国体推進グループということで分けてやっているわけですよ。そんなに不都合は起きたんですか、いわゆる特例を適用するに値する不都合ができたんですか。この第2次ふるさと龍ケ崎戦略プランに書いてある以上のことをするわけじゃないんですよ。何か他に出てきたんですか。だから、去年は、教育委員会の中のスポーツ国体推進課だけでは対応できませんと。従って、今度は市長部局で、強力な連携をしなくちゃなりませんと。何か理由があっというわけでしょうよ。それを私は聞きたいわけなんです。今の説明聞きますと法律では認められているからあんちよくにくっつけましようよという話にしか私には、聞こえないんですよ。

菊地人事行政課長

今回スポーツを持ってきたのは、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、スポーツ健幸日本一ということで、今、医療費の抑制なんか健康であることの重要性ということも市民の方に対しては非常に重要なテーマであるというふうに考えています。年々扶助費がですね。増えているのは、皆さんご存知の通りだと思うんですけども、そういうのを抑制しなければいけないということも、市政における重要なテーマだというふうに思っています。今までどちらかと言いますと、そういうデータが。例えば、市民の方の医療のデータ、今ビッグデータの活用ということで、国民健康保険加入者の方の医療に係るデータであったり、以前はですね医療費通知とか、あとはレセプト点検の強化であるとかという事後のチェック体制からいろんなデータをとって、その健康づくりを進めていこうと

いうところには国の流れも変わってきております。龍ヶ崎も例外ではなくて、そういうものを使いながら、市長部局で連携をして市民の方の健康づくりを進めていきたい、そういう有効なその手段としてスポーツをとらえたい。またスポーツ推進計画の委員さんの方、市民代表の方とかいろいろいらっしゃるんですけども、そこで出た意見の中に、その人の意見を丸飲みするわけではないですけれども、やはり今色々な団体が動いていらっしゃる。色々な事業がスポーツ関係で組まれている。でも、意外と市民の方の広がりが少ないんですよというご意見をいただいております。そこの委員の方がおっしゃるには、これだけ市内にも優良で運動できる施設があって、そこのかかわり合いが薄いであるとか、いろんな施策に対しても、意外と人が集まってこないという問題がありますよねというご提言をいただいておりますけれども、そういうことも含めて、スポーツ健幸日本一を進めていくためには、市長部局で健康部門とあわせてスポーツ部門を持って進めていったほうがいいのではないだろうかというのが出発といたしまして、理由の大きな点になっているというふうに認識をしております。

以上です。

大野委員

私、先ほどから言っておりますけれども、例えば、スポーツ健幸日本一が重点目標として第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランに書いてあります。数値目標、16歳以上の市民の内、週1回以上運動やスポーツを行う人の割合が43.2から65にする。体を動かすスポーツやレクリエーションに親しむ機会、施設に満足している市民の割合が49.9から55%にする。健康診査などの受けやすさや健康づくりのしやすさに満足している市民の割合が51.5から57、これが数値目標、それからスポーツ運動を通じた健康づくりの推進ということでもって幾つか挙げられております。スポーツイベント市民スポーツフェスティバルの延べ参加者数を7378から8800、スポーツ教室の延べ利用者数が4万2613から5万1000、ニュースポーツ教室大会の延べ参加者数が1035から1200、ふるさとふれあい公園の延べ利用者数、これが1万5454から1万8000円、てくてくロード歩いた延べ人数1528から2300。健康ウォーキング講座の延べ参加者数が217から410、いきいきヘルス体操教室の延べ参加者数が2万1596から2万5000。これだけが書かれているわけですよ。あともう1ページであれば、健康力の向上ということでもてます。

これをやり遂げることがスポーツ健幸日本一なんです。私はなるわけないだろうと先ほどから言ってます。そしてまた、今議論になってる肝心なことは、これらやるために、なぜ、特例を適用しなければなぜできないんですかと、その理由を聞かせてくださいということをお願いしているわけです。今の課長の話でも私はちょっと納得いかないんです。それで実際去年1年やってきたし、これまでもやってきたわけですから。それには、とりわけ、何か違ったものは、理由がないのではないんですかっていうことを聞いているわけです。どうでしょう。

菊地人事行政課長

29年度から5カ年で教育プランであるとか、今年度30年度から、スポーツ推進計画であるとか、すでにある程度こう決められていることがあって動いてはいるかと思えます。組織が改正されて全部できるのかということなかなか厳しいところもあるとは思いますが、ただ実際にですね。今、委員がおっしゃっていた施策についても市長部局で既に動いているのかなりあります。

先ほども言いましたように今回、広く市民にスポーツを通して健康づくりをしていただきたいという思いもあります。それで、その連携するのであれば、例えば教育委員会部局でおくよりも、例えば市長部局であれば、例えばいろんな講座を開いても、固定されたメンバーでそこはなかなか広げられないというその思いもありまして、例えば、流通経済大学関係であれば企画課がいつも関連しておりますし、市内の企業であれば、商工振興課で、

関連していたり、いろんな市長部局では、関連する団体を持っております。そういう方をまず取り込んでいながら、高齢者の方であれば高齢福祉課もあるし、健康増進課もあります。そういうところ連携しながらより密にしていきたいという思いで、スポーツの部分に関しては移行をしております。

大野委員

連携をするために、市長部局にという意味だと思います。これまでも、連携は十分やってきましたであろうし、この程度のものでしたら、つまり、第2次龍ヶ崎戦略プランの内容について、これまで以上に市長部局であるならば、より連携がとれるであろうという理由は、私は成り立たないであろうと思います。私にとっては、あまり長く、何かと思いますので、その理由は示されていないという事に私は理解して質問を終わります。

大竹委員

賛成理由を申し上げます。私はね第2戦略プランの中でのスポーツ都市推進課ですか。今、龍ヶ崎市はスポーツツーリズムという中で地域おこし隊のメンバーを引き入れて、しっかりとやっているというふうに私は解釈しております。そういう中で高齢化社会の中で、どのような形でその予防医学をしていくかということが最終的には、福祉に対する財政的な負担を少なくするという観点があると思います。

そういう中で健康づくり推進部にスポーツ都市推進課と健康長寿課、全くその高齢化社会に向けての中では、的を得た組織案ではないかと、私はそういうふうに思っております。これから当然ながらスポーツツーリズム、医療ツーリズム、これが非常に大切な時代に入っております。

そういう中で将来を見据えた上で、当然ながらそのデータ、しっかりビックデータを駆使しながら、健康日本一、長寿日本一を目指すということに対して、私は何ら問題ございません。

以上、賛成の理由でございます。

札幌委員長

意見ということで、よろしいですね。ほかに質問はありませんか。

後藤委員

それでは少し何点かお聞きしたいんですけども、今回の行政組織機構の案を見て、一番気になった点が、健康福祉部が2部になって、これまでの業務量の増加であるとか今後のことも考えて健康福祉部を2部にするっていうのは私も賛成なんですけれども、下のところでですね、特に健康づくり推進部の方に健康長寿課ということで地域包括支援センターがあるというところで、今後、地域包括支援センターについては、ぱっとみやはり福祉部の所管じゃないのかなと、考えてしまったんですけどもちょっとこの辺、福祉部ではなくてこの健康長寿課、健康づくり推進部に入れている、その考え方っていうのをお聞かせいただきたいのと、福祉部から離れることでのデメリットみたいなものは生じないのか、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。ちょっと所管の部長もいらっしやらないんですけども。

菊地人事行政課長

福祉部と健康づくり推進部に分けた理由から説明させていただいた方がいうわかりやすいのかなというふうに思うんですけども。まず、現行の健康福祉部の事務につきまして近年の社会情勢から、それを担う業務については増加の一途という状況にありまして、業務量調査等の結果から、一つの部で所管する事務量をすでに限界を超えているのではないかとというような判断をしております。

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランのうち、スポーツ健幸日本一を着実に実行するためということもありまして、現行の健康福祉部の事務をですね福祉と健康づくりの観点で分けまして、健康づくりについてもですね、専門の部等を設置することで、より一層積極的に推進していくことを意図しようとしまして分けたものです。

次にですね。包括支援センターに関してなんですが、基本的に福祉部のくくりといいましょうか。想定してるのが福祉事務所に関するということについて所管をしていこうというふうを考えてます。地域包括センターに関しましては、委員ご説明の通り、確かにどちらにも属するような内容が含まれております。どちらかに担当を持っていくかという議論になったときにですね、確かに福祉事務所的な意味合いも強いんですけども、健康づくりがこれから大事なテーマであろうということで、主眼を置きまして、こちらの健康福祉部の業務にいたしました。ただ、これ実際にすごく関連が強い課ですので、場所につきましては可決してからの話になってしまうんですが、現在包括支援センターというのは皆さんご存知の通り、北側の隅で相談するにしても非常に狭いスペース。あまりいい条件のところでやっておりませんが、それを環境対策課のところに移動しまして、課は別れましたけれども配置を近くにしまして、それで連携をとりながら、なおかつ部長をその包括支援センターに置きながら、連携が密になるように、そういう関係で配置をしようということ。部は変わりませんが、中身については連携をしながら、していきたいというふうを考えております。

以上です。

後藤委員

考え方がわかりました。連携も密にしていくので課を分けたとしてもデメリットはないだろうというようなことだと思います。わかりました。

それでですね引き続きお聞きしたいんですけども業務量調査などを通じて、事務の分掌やって、今回、行政組織機構の案をつくられたってということなんですけれども、他の自治体の職員さんからも直接ですね、こんな担当課があるんだとか、フレキシブルにですね、龍ヶ崎市は組織機構の改編を行って、そういったところを、他の行政の職員さんからも、評価していただいた。私も何人かから聞いたことあるので、その辺本当にですね、評価をしているところなんですけれども、その一方でですね、やはりあまり変え過ぎてしまうことによるデメリットってのはないのかなど。外から見ているので、実際の現場の方の声というのわからないので、外から見てもやっぱり感じてしまうんですね。というところでやはりこの現場の職員さんの声っていうのはどれほど反映されているのかということですね、案をつくる段階、そしてこの組織案ができた後、現場の皆さんの声というのはどのようにお聞きしているのか教えてください。

菊地人事行政課長

内部の声というお話で、今年に限らずですね、毎年、職員から直接吸い上げるものとしては、職員意識調査票というのをあげていただいて、いろいろな個人の思いを吸い上げております。

それと別にですね、各部の部長取りまとめとして部長ヒアリングというのをしまして、主にその組織の問題であるとか、人員体制であるとか、ブレイクダウンされた重要課題に関して、進捗の報告であるとか年1回やはり受けております。今年度につきましては明日行う予定なんですけれども、そういう中で、職員からの要望、後は囑託とか臨時職員の配置に関しても別途ヒアリングしておりますので、そういう中での職員の意識調査といいましょうか考えを吸い上げていこうというような考えを持っております。ただ多分、職員の中で機構改革をやるということになると、やはりどうしても我々の悲しい性といいましょうか、継続性といいましょうか、前と同じでいいやというような考えを持つ職員も多いかと思えます。

ただ実際にですね。いろいろな機会でも、いろいろ取り上げてるかと思うんですが、今後の人口であったり、年齢構成、高齢化、少子化、財政の問題であるとか、やはり今変えておかないと5年後10年後に、やはり禍根を残すといいたいまいしょうか、そういう問題が出てくると思われます。そういうものにつきましては内部的なその反発はあるかもしれませんが、これはやはり我々が進めていかなければいけないことは、市民サービスの向上ですので、今の限られた人員体制、予算の中で、どれが市民サービスにとっていいのかというように常に考えながら、逆に言うと、職員から出てくる不平に関しては、我々がきちんと説明をして納得の上で、組織業務を進めていかなければならないのではないかなというふうには考えております。

以上です。

後藤委員

わかりました。本当に市民のためのサービスというところで今回の組織、機構改革ということでございましたので、そういったお話ということであれば、もう私の方からは本当に何もないので、しっかりとやっていただければと思います。

以上です。

杉野委員

何点かお伺いしたいと思います。冒頭に深沢委員の方から提案理由の中で、昨年全庁的に実施した業務量調査、及び事務分掌調査の結果に基づきということで、その後、適正な業務量に応じた組織体制、事務分掌、人員配置等という説明がございました。その調査結果というの成果が何かこうあるんでしょうか。まずその点1点。最初にお尋ねします。

菊地人事行政課長

まず業務量調査なんですけれども、事務分掌全体の総量を100になるようにですね、それぞれの個別の分掌事務に総量を割り振って増やしましてですね、個別の事務分掌を割り振った総量に対して、自分の課における多忙、忙しいか忙しくないかとか、難しいか難しくないかということを5段階で評価した数値で補正をかけて、最終的な個別の分掌事務における、最終指標という数値を設定しました。

これを主観的な指標値として、それは自分の課の思いなんですけど、そこだけですと、多分皆さん自分の課が重いと思っている方も多いので、それに加えて、そのほかの課の職員がその仕事に対してどういうふうになっているのかと。やはり同様に、数値化しましてそれで、その合計を持ってその業務量指数値というのをつくりました。実際にその数値をもとにですね。平均から乖離、離れているところをどういうふうにしていくのかという検討を事務局の方で加えております。そういうことで実際今回も社会福祉課、人事行政課もそうなんですけど、指数値が飛び抜けているところについては、分離させたり、あと、いろんなその組織の中で、似たような業務をしているところがあります。具体的に言いますと健康づくりの部分、ここは保健センターでもやっていたり、包括支援センター高齢福祉課もやっていたり、スポーツ、国体スポーツ推進課でもしていたりと。意外と対象者は違うんですが、やってる中身は似ているものがある。そこはやはりここは効率化といいたいまいしょうか、限られた人員予算ですので、同じような内容のものをやっているのであればまとめたほうがいいでしょうということ。あと、課によっては人数が少ない。

緊急的に課題が起きて増やした課については少人数のところもありました。そういうところについてはやはり、後から実際に運用しますと、職員が足りない臨時職員が欲しいとかというようなご要望もあったり、統合したほうが効率的なんではないかという意見もいただきました。そういうところをいろいろ検討しまとめました結果が今回の提示させていただいた機構改革の案になります。

その数値だけですとどうしてもあまり行政的な視点になってしまって、もう花がないと

というようなご意見もありましたので、それに戦略プランのやはり重点項目、その重点項目を実施するにはそれなりの組織は必要だろうという意見もありまして、そういうのも取り込んだ結果が今回の機構改革案の方になっております。

以上です。

杉野委員

最初に成果っていうものがあるのかどうかということをお聞きしましたけれども、それはまとめて文書で記録されているんですか。

菊地人事行政課長

調査結果につきましては、データの人事行政課で持っております。

杉野委員

ありがとうございます。後で見させていただきたいなと思います。それで今回の組織の中で、案の中で、ちょっとした初歩的なことで申しわけないんですが、教えていただきたいんですが、私の勉強不足で、市長公室の中の企画課の行政経営グループです。目が悪くなって見えないんですけど、ICT推進担当と、これの内容についてちょっとどういうことをするセクションなのか教えていただきたいなと思います。

菊地人事行政課長

その部分はまだ案ということで、また議決をいただいておりますので、あくまでもその想定ということになります。ICTは皆さんご存知だと思うんですけども、今、こういう社会においてはいろんなAIであったり、コンピューター化は避けて通れないということで、当市としましては、今までは情報政策課の中で、そのシステムの一環という形で考えていたんですけども、今回、企画に移りましたのは、システムだけにとどまらず、人員配置とか組織の面まで、ICTが導入されて進んできた場合には変わり得るだろうということの思いもあります。そういう面で今企画の方に、機構改革後は、移動させております。

以上です。

杉野委員

ありがとうございます。それからですね、第2次戦略プランに沿った形で、できるだけ、実施に向けてスムーズにいくようにという組織案を示されたんだと思いますが、何て言うんですかね。限られた。定員の中、職員の中、定員の中で何ていうかですかね、これからの作業になると思いますけど、適正な人員配置、どうしてもそのスタッフ部門が多くなってしまうと、いわゆるラインの部分ですよ。実際に実働部隊。そこが削られちゃう可能性が強いので、そこだけはしっかりと押さえておいていただきたいなと、これは私の、これからの作業に対しての前もって、お願いしたいことです。これはお願いでいいです。

それからですね。福祉部と健康づくり推進部、先ほど委員の方からも指摘ありましたように、介護福祉課ですね。ここで健康づくり推進部、健康長寿課の地域包括支援センター、これが分かれましたね。ご承知の通り、答弁にもありましたように密接に関連するところなんで難しいなと私も思います。できればその福祉部の中の福祉事務所には、直接、線が引けないかもしれませんが、もう一つその中に、地域包括支援センターとそのくらいのくりであっていい仕事なのかなと思っています。それで、健康づくりですか。健康づくりってということで今回組織をそれにあわせてきましたけれども、既存のやっぱり福祉、いわゆる何というんですかね、支えなくちゃいけない人たちのところはしっかりと人員配置等も含めてね、それから関係プレーですね、そこをしっかりとやっていただきたいなと、そこが一番心配される場所なので、そのことだけお願いしておきます。

以上です。

札幌委員長

要望でよろしいですね。

大竹委員

2号議案の中で行政組織の機構の案が出てはいるわけですが、そういう中で、部が一つふえるわけですね。市民から見ると行財政改革をしなくちゃならないということになると、部が増えると課が増えると人件費がかさむではないかとか、そういう面で費用がかかるのではないかなってようなお話が出るとは思いますけども、今回、その辺のところは、ご答弁をお願いします。

菊地人事行政課長

議案とともに参考資料としてお渡ししました組織機構図におきましてはですね、現在の組織機構と比較いたしまして、部等が1、課等が3、グループ等が9それぞれ増えております。これに伴いましてですね、部長職課長職及び課長補佐職へ昇任する職員が合計で13名いる見込みとなっております。これらの昇任による人件費の増額分についてなんですが、概算で人によって若干違ってきますので、概算で申し上げますと、部長級への昇任者が1人で年間46万、課長級への昇任者が3人合わせて約154万課長補佐級への昇任者が9人で329万、合計で年間529万円というふうに試算はしております。

以上です。

大竹委員

はいわかりました。

札幌委員長

他にありませんか。

杉野委員

追加でよろしいですか。別表の方のところの市長公室なんですが、第2条のところの市長公室、(2)の各市長公室ですね。そのアイウエオまでありますけども、イのところの市の重要な政策及び基本施策の企画立案、推進及び調整、その後なんですが、地方分権及び行政改革云々と書いてございますけれども、地方分権というこれを入れたのは何か趣旨、狙いが何かあったんでしょうか。

菊地人事行政課長

今回の機構改革の総合政策部と市長公室を統合しておりますので、ここの部分につきましては総合政策部。今まで企画課が担っていたものをそのまま移行したものだというふうに考えております。

以上です。

杉野委員

わかりました。ちょっと早とちりしましたんで、失礼しました。

札幌委員長

それでは、ほかにないようですので採決いたします。

まず、議案第1号、本案は原案の通り、了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について、執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第3号龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

これは市長3期目となります。平成30年1月18日から平成34年1月17日において、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じようとするもので、本則におきまして、平成30年2月1日から市長の給料月額を10%減の83万4000円。副市長については6%減の70万1000円。教育長については4%減の65万7000円といたそうとするものです。

また付則第2項におきまして、本則において減額措置を講じておりません平成30年1月18日から同月31日までの期間に係る市長、副市長、教育長の給料相当額についても、同様の削減効果が生じるよう、本年2月に支給される給料において減額調整を行うものでございます。

その他これまで臨時特例を行ってまいりましたが、その整理を行うものでございます。以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員

お聞きしたいと思うんですけども、初めに付則のところの3項ですね。期末手当等ということで期末手当と退職手当には今回の特例の減額は適用しないということで、平成26年の特例条例も、同じつくりになっていて、その時も質問は、質疑をさせていただいたんですけども、この期末手当及び退職手当に適用しないという考え方についてまず説明していただけますでしょうか。

菊地人事行政課長

ここの部分につきましては、従前から特別職の臨時特例に関する条例につきましては、いろんな事由に基づきまして、減額措置をしてきております。職員の不祥事であったり、あとは東日本大震災であったり、そういうような中で、今までもですね、ここについては減額をしてきておりませんで、そこら辺の従前の例を倣いまして、今回も同じ取り扱いをさせていただいたものです。

以上です。

確かですね、串田前市長の3期目の平成20年の特例条例では多分退職手当にも対象となっていて串田前市長の退職金とか20%ぐらい減額になってた記憶があるんですね。その辺で、なぜっていうところでお聞きしたかったんですけども。

菊地人事行政課長

串田市長の時との比較ということですが、串田市長がですね。減額をして20%をしていた時代というのは非常に財政も、逼迫をしていて、いろんな財政指標も、県内でワーストワンであったり、あとはそのちょっと前になるかと思えますけども、非常勤職員を含めました大幅な賃金の抑制策、具体的な月額報酬を5%程度削減したりと、市も非常に厳しい財政状況で職員も旅費を出さなくしたりというようなことを行っておりまして、非常事態宣言に近いような時代だったかと思えます。

今現在を振り返ってみますと、今後予想される少子高齢化、扶助費の増大、いろいろな課題は、公共施設の老朽化などいろいろあるんですけども、財政指標的にも、県内中でいい方ではないんですが、それなりの水準に落ちついて改善はしてきているということ踏まえまして、そのときまでさかのぼらなくて、この間、従前通り、中山市政になってからとっていいのかというような判断があるかと思えます。

後藤委員

わかりました。そこでですね、ちょっと具体にお聞きしたいんですけども2期目1月17日で終わったばかりですので、これからですね、市長2期目の退職金の支給になる形式的だと思うんですけども、具体的な支給額っていうのがもうすでにわかっているならば、少し細かくですね、教えていただきたいなど、わからなければ後ほどお聞きにいくので、でも仮にですね、これ10%減額を適用させれば幾らだったのかっていうようなところですね、ちょっと細かい数字を教えていただきたいんですけども。

菊地人事行政課長

具体的な数字はすいません、今持ち合わせておりませんので後でお知らせをしたいというふうに思います。

実際のところですが支給金額については我々一般職と同じような計算をして算出することになっております。

ですので4年前に給与、退職金の削減が一般職の地方公務員もされましたけれども、国家公務員に準じましてですね。それが適用になります。あと税金なんかですね。所得税法、地方税法が改正になりまして、短期間の勤続期間の方については税額の特例がなくなっております。

これはもう前回の任期きれのときもそうだと思いますが、そういう意味で、それは国の方での考えだと、天下り規制といいますかそういう面で税金の特例措置を廃止しておりますので、実際の支給金額、以前から比べますと支給も下がってます。

税金も上がってますので、手取り金額はかなり下がってるかというふうに認識はしております。以上です。

後藤委員

はい、わかりました。もう後ほどでいいので、後ほど聞きにいきますので、ありがとうございました。

そこで先ほどちょっとお話もあったんですけども、これまでもですね。いろいろな理由によって臨時特例で減額をしてきたと。

今回ですね、付則の4項のところ、すでに期間を迎えたもの廃止するということで、これを見ますと平成7年ですから、海老原元市長のときから臨時特例で給与の減額がなさ

れてきたということだと思えるんですけども、それから23年になるわけですよ。

こういった中で本則のうち、給与条例の給料月額が適用されていたと期間というのはどれぐらいあるのかわかれば教えていただきたいんですけども、確か中山市長も1期目最初のときは、半年から10カ月ぐらいは本則の92万7000ぐらいの月額給与そのままだったと思うんですけども、ちょっとその辺わかれば教えていただけますでしょうか。

菊地人事行政課長

すいません失礼しました。13年の4月から14年の3月いっぱい6%、そのあと14年の4月から16年の3月までも6%で16年の4月から18年の1月17日まで、これが10%。そのあと18年の1月18日から平成20年度、平成21年の3月31日までが15%、平成21年の4月から平成22年の1月17日までが20%、平成22年の1月18日から平成23年の6月30日まで、これが本則のままです。平成23年度6月30日ですね。これが本則のまま。その後23年の7月1日から26年の1月17日までが10%。そのあと平成26年の2月1日から平成26年3月31日までこれが23%。平成26年の4月1日から平成30年の1月17日まで、これが10%。というふうに市長の減額率はなっております。

後藤委員

ありがとうございました。今お聞きしたように本則で適用されてた期間は、この23年間を見ますと少ないという中で、やはり、言いたいことですが、特別職報酬等審議会の開催状況どうだったのかっていうところ、多分この平成9年現在の報酬月額になったときには当然開催されたんでしょうから、それ以降の開催は多分なかったと記憶しているんですけども、要するにですね、本則の方でそろそろ変えていくべき時代なんじゃないかなと時期なんじゃないかなってというようなことなんですけれども、報酬等審議会の開催についてそして本則ではなくて、これまでもずっと特例条例である臨時特例で対応してきた対応についてどのようにお考えでしょうか。

菊地人事行政課長

当市の特別職報酬審議会につきましては自治法に基づく附属機関といたしまして、市議会議員の方の議員報酬、市長・副市長・教育長の給料について、市長の諮問に応じて調査審議するという事になっておるかと思えます。

当市ですと、最後の審議会ということになりますと、平成15年度、平成16年の1月に最後の答申をいただいております。

その当時の最後の審議といいますか、内容といたしましては、当時の三役であります市長・副市長・収入役3人の給料については、基本的に現状維持をしていただき、当市の財政事情諸般の事情を考慮し、みずから減額するのであれば、人事措置で実施されたい旨の答申が出ておりました、これに応じて、現在もこの答申の趣旨を尊重しながら行っているものでございます。

今回の臨時特例につきましても固定化するというものではなく、市長はじめ自らの判断によるものでありまして、特別職報酬審議会への諮問は、必要ではないというふうに認識しているところでございます。参考までにですね、県内の状況を事務局としましては毎年把握調査しておりました、今現在新しいもの平成29年の4月1日現在になるんですが、市長が何らかの特例減額措置をしている自治体は、県内32市のうち、16市というのが今の状況でございます。以上です。

後藤委員

ありがとうございました。その平成16年1月の最後の答申というのは市議会議員が42万3000から39万8000円になった、そういうのもあったというのは、記憶にありました。やはり我々自身のことも含めてなんですけれども、やはり年間で1回ぐらいは、自分からの報

酬についての中も出てくる中で、できればですね、一度やはり第三者の報酬等審議会のお話をお聞きした上で三役の給与月額であるとか我々自身の報酬についても考えたいなと思っていますので、ちょっと今後の開催予定の考えがあれば教えていただきますでしょうか。

菊地人事行政課長

特別職の報酬等につきましては職務の特殊性に応じまして、定められるべきものであって生計費民間賃金の上昇等を考慮し決定される我々一般職の給与とはおのずから性格が違うのかなというふうに考えておりますが、特別職報酬審議会への諮問の時期につきましてはですね、県内各市の比較であるとか、財政状況であるとか、社会経済状況の変化など、いろいろ総合的に判断して、諮問すべきであるというふうに認識しておりますので、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大野委員

今の件でね。後藤委員が退職金の具体的なことについてお尋ねしますと、わかりませんということで後で連絡しますということですが、やはり総務委員会の席上でございますので、総務委員長に出していただきたいと。

札幌委員長

わかりました。私の方で責任持って、皆さんにお知らせします。

札幌委員長

ほかに質問はありませんか。ほかにないようですので採決いたします。
議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号専決処分の承認を求めることについて、執行部から説明願います。

龍崎総合政策部長

議案書7ページになります。報告第1号専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについてでございます。8ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、市の公用車、これは大型バスでございますけれども。この車検のために、常総市内の企業の工場に車両を在庫したわけではございますけれども、同社社員がこの公用車を移動させるために、運転した際に、普通貨物車と接触しまして、大型バスの方の右側面を破損させた事故に関する和解について専決処分したものでございます。

和解の内容でございますけれども、当然のことながら破損部分の修理、これについて企業側の全額の負担、あともう1点が修理期間にバス運行を予定しておりました。5件のバス利用の予定があったわけでございますけれども、これにつきましても企業側が全額費用負担をいたしまして、代替バスによる代替バスを運行したと。この2点でございます。

以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別がないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第2号専決処分の承認を求めることについて、執行部から説明願います。

出水田危機管理監

報告第2号、9ページをご覧ください。専決処分の承認を求めることについてでございます。この事案につきましては10ページ、処分第20号和解に関することについてということで、平成29年8月20日午前8時ごろ、龍ヶ崎市川原代町の県道竜ヶ崎潮来線において公用車が荷物を運搬するため、佐貫方面へ向かって走行中、当該公用車の右側後輪タイヤを破損したことにより、操作不能となり、車道左側の縁石に衝突及び横転をし、茨城県及び管理する当該県道の縁石及び土どめを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいただいたものでございます。以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員

1点だけお聞きしたいんですけども、私もこのとき消防団で出席してて、事故があったというようなお話は聞いたんですけども、この事故原因の後輪タイヤの破損という、この原因について教えていただけますでしょうか。

猪野瀬危機管理課長

後輪の破損でございますけども、走行中に後輪がホイールから脱落したことによって、操作不能になったという状況でございます。

後藤委員

釘を踏んでバーストしたとかではなく、脱輪ということですので、それはですね要するに整備不良があったのか、もしくは、確か軽トラックですよね。過積載だったのか、その辺の原因というのはなぜ脱輪したのかというところはわかるのでしょうか。

猪野瀬危機管理課長

原因ですけども、はっきりとしたことまではちょっと不明でございますが、やはり積載物品、水を積んだわけなんですけども、水の量と申しますか、その重さ、そして、さらにはタイヤの空気圧等、そういったことが総合的に兼ねあって、車輪がタイヤが外れてしまったということであったかと思っております。

後藤委員

運転された方っていうのは大きな怪我はなかったんですよね。

猪野瀬危機管理課長

おかげさまをもちまして運転手の方は怪我は特になくて済みました。

後藤委員

現場をうちの分団の方も通りかかって横転して、田んぼに落ちてたということを聞いてましたので、職員さんがですね、大きな怪我もなかったということで、よかったんですけども、運行の安全管理というところはくれぐれもご注意いただけるようお願いしたいと思います。

札野委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。

報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。